

福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」の修正要旨について

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号，最終改正平成 24 年法律第 47 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を修正いたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表いたします。

1. 修正の目的

平成 12 年 6 月に福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を作成したが、当社原子力防災組織の見直し等を踏まえ、所要の修正を行った。

2. 修正の年月日

平成 25 年 6 月 19 日

3. 修正の要旨

① 発電所原子力防災組織の見直し

- ・ 柏崎刈羽において、I C S（Incident Command System）導入に伴う、発電所原子力防災組織の班構成、業務分掌等を見直し。

② 本店原子力防災組織の見直し

- ・ I C S（Incident Command System）導入に伴う、本店原子力防災組織の班構成、業務分掌等を見直し。

③ 原子力事業所災害対策支援拠点（後方支援拠点）候補地の追記

- ・ 福島第一および福島第二において、「楢葉町中高一貫教育施設※」を候補地とする旨を追記。

※楢葉町中高一貫教育施設・・・JFA アカデミー福島女子寄宿舎、JFA アカデミー福島女子用練習場。

④ 通報様式の宛先の追記

- ・ 柏崎刈羽において、新潟県内との「安全確保に関する協定書」締結に伴い、通報様式の宛先に「関係市町村長」を追記

⑤ 社内組織改編に伴う変更

- ・ 福島第一において、組織改編に伴う役職名の変更。

⑥ 記載の適正化

- ・ 福島第一および福島第二において、通報連絡先の関係周辺市町村消防署の注記を追加。

以 上